

令和5年度企業のNPO現場体験活動参加企業募集要項

1 事業目的

企業のNPO現場体験活動事業は、NPOと企業との協働の推進と、県民によるNPOへの参加及び企業によるNPO活動への支援・協力の促進を目的として実施します。

一 NPOと企業との協働の推進

NPO現場体験活動を通じて企業とNPOとの交流を促し、互いの相互理解を深めるとともに、企業とNPOとの協働の推進を図ります。

二 県民によるNPOへの参加及び企業によるNPO活動への支援・協力の促進

企業のNPO現場体験活動の実施状況を、広報紙・HP等の様々な広報媒体で情報発信を行うことで、企業や県民のNPO活動に対する理解を深めるに務めるとともに、県民によるNPO活動への参加及び企業によるNPO活動への支援・協力を促進します。

2 募集企業 3企業

募集する企業は、3企業とし、県内創業(支店等、共同組合等を含む。)後、1年以上経過している企業で、暴力団等との関係がない企業となります。

なお、応募多数のときは、希望する活動分野や活動地域等と当該該当するNPOの状況等を比較・検証のうえで、参加企業を決定することになりますことをあらかじめご了承ください。

一 県内創業 大分県内で創業する企業(支店等、協同組合等を含む。)

注) 県内創業とは、本店又は支店等の所在地が県内である企業で、協同組合等も含まれます。

二 創業年数 大分県内に創業後、1年以上経過している企業 (起算日:令和5年4月1日)

三 暴力排除 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

注) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員(第6号)及び暴力団(第2号)をいう。

3 応募期限 令和5年6月9日(金) 必着 (但、事前連絡があるときを除きます。)

注) 応募企業が、3企業を超えたときは、受付を事前に締め切る場合があります。

4 応募手続

「企業のNPO現場体験活動参加申請書(募集チラシ裏面)」を下記の[応募先・問い合わせ先]を参考に、メール、FAX、郵送、持参などの方法により、県民活動支援室まで、提出してください。

なお、提出したときは、担当者宛にその旨の電話連絡をくださるようお願いいたします。

[応募先・問い合わせ先]

提出先宛名 県民活動支援室 担当 野田

郵送所在地 〒870-0037 大分市東春日町1-1 大分県消費生活・男女共同参画プラザ

連絡先番号 ■ TEL:097-534-2052 FAX送信 FAX:097-534-2057

メールアドレス oita-kenmin@pref.oita.lg.jp

5 現場体験活動

企業のNPO現場体験活動は、企業が希望するNPOの活動(現場)に、企業の皆さんが参加する事業で、県が、採択された企業と企業が希望する受入NPOをマッチングし、参加された企業は、NPO現場体験(2日程度)した後、活動状況を報告会等で発表していただく事業となります。

一 現場体験活動

企業が選定した職員(1人から5人程度)をNPOに派遣し、NPO活動を体験(2日程度)します。

なお、企業からの参加者数は、1名から5名程度を想定していますが、NPO側との協議などを行いながら、できるだけ希望に沿った参加者数に応じたいと考えています。

二 活動状況報告

現場体験活動の状況等は、県(委託業者等)が取材し、広報紙やHP等に掲載するとともに、現場体験を行った参加者は、県が主催する報告会等で、活動状況等を報告していただきます。

6 現場体験活動を行うNPO

現場体験を行うNPOは、原則、おおいたNPO情報バンク「おんぼ」に掲載された県内のNPOで、企業が希望(活動分野、活動地域、NPO名等)するNPOを受入NPOとします。

一 選定対象

現場体験を行うNPOは、原則、おおいたNPO情報バンク「おんぼ」に掲載されたNPOとします。

二 選定基準

現場体験を行うNPOは、原則、企業が希望(活動分野、活動地域、指定NPOなど)によって、選定しますが、NPOの状況等により、希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、既に、派遣先の企業と受入側のNPOで、この事業によるマッチングが合意されているときは、当該合意を尊重し、当該NPOを当該企業の体験活動を行う受入NPOとします。

三 重複対応

参加企業が現場体験活動を行うNPOは、原則、それぞれ別のNPOとなります。

7 事業スケジュール(予定)

この事業は、概ね次に掲げる行程により、実施する予定としています。

- 一 参加企業の募集 募集期間：～ 令和5年6月9日(金)
- 二 受入NPOの決定 作業期間：～ 令和5年6月中旬
- 三 事前個別説明会の実施 実施期間：～ 令和5年6月下旬

現場体験活動の前に、参加企業と受入NPOの顔合わせと事前個別説明を実施し、「現場体験活動の日程調整」及び「NPO現場体験活動計画書の作成」などを行うこととなります。

(事前個別説明会の打合せ内容の例示)

1) 顔あわせ(自己紹介など)

NPOについて NPOの活動説明 企業概要の説明

2) 現場体験活動の日程調整及びNPO現場体験活動計画書の作成

現場体験活動の日程、内容の調整・決定 NPO現場体験活動計画書の作成

- 四 現場体験活動(2日程度) 活動期間：～ 令和5年10月
- 五 NPO現場体験活動報告書の作成 作業期間：～ 令和5年10月(随時:活動終了後)
- 六 広報紙等の掲載 掲載時期：令和5年11月(予定)
- 七 報告会での発表 実施時期：令和5年12月(予定)

(注)報告会は、企業・団体のボランティア・CSR活動セミナー事業の一環として実施する予定です。

8 留意事項

参加企業(参加者)は、次に掲げる留意事項を確認したうえで、現場体験活動をお願いします。

一 活動業務：計画書及び報告書の作成並びに報告会での発表について

参加企業(参加者)は、NPO現場体験活動計画書及びNPO現場体験報告書の作成並びに県が開催する報告会にて、活動報告していただきます。

二 費用負担：現場体験活動に要する費用負担について

現場体験活動に係る費用(旅費、日当等)は、企業の皆様のご負担となります。

三 活動取材：現場体験活動状況の広報等について

現場体験活動状況(報告書等の内容を含む。)は、各種広報媒体(広報誌、おおいた情報バンク「おんぼ」ほか)により、情報発信するため、現場体験活動状況を記録した記事や写真や映像などを使用することとなりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

また、情報発信に必要な取材記事、状況写真、撮影映像などを得るため、県(委託業者等)及び報道機関等の者が活動現場等にお邪魔しますので、ご協力をよろしくお願いします。

四 保険加入：ボランティア活動保険等への加入について

県は、企業(参加者)の活動中の事故やけがについては、一切の責任を負いません。

そのため、参加者が勤務外活動で参加するときは、ボランティア活動保険の加入をお勧めします。